

「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」の一部改正について
 新旧対照表 （傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 告示又は省令における用語の解釈 告示又は省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。 [省令（本文関係）] (1) . ~ (6) . (略) (7) 「需要者が行う（行った）」 「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。 その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。 また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が核兵器等の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が核兵器等の開発等を行う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。</p> <p>[省令（別表関係）] (8) ~ (18) (略)</p> <p>[告示（本文関係）] (19) ~ (22) (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 告示又は省令における用語の解釈 告示又は省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。 [省令（本文関係）] (1) . ~ (6) . (略) (7) 「需要者が行う（行った）」 「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。 その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等又は別表に掲げる行為を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。 また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が核兵器等の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が核兵器等の開発等を行う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。</p> <p>[省令（別表関係）] (8) ~ (18) (略)</p> <p>[告示（本文関係）] (19) ~ (22) (略)</p>

4 . (略)

4 . (略)